

商業フランチャイズ経営管理条例

2007年2月6日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商業フランチャイズ経営管理条例

(2007年2月6日中華人民共和国国务院令第485号公布)

第1章 総則

第1条 商業フランチャイズ経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で、秩序ある発展を促進し、市場の秩序を守るために本条例を制定する。

第2条 中華人民共和国国内で商業フランチャイズ経営活動に従事する場合、本条例を遵守しなければならない。

第3条 本条例に言う商業フランチャイズ経営（以下フランチャイズ経営と略称する）とは、登録商標、企業マーク、特許、特別の技術などの経営資源を有する企業（以下フランチャイザーと言う）が、契約の形で、その有する経営資源をその他事業者（以下フランチャイジーと言う）へ使用を許可し、フランチャイジーは契約の約定に基づき、統一された経営パターンの下、事業を展開し、フランチャイザーへフランチャイズフィーを支払う経営活動を指す。

企業以外のその他組織と個人はフランチャイザーとして、フランチャイズ活動に従事してはならない。

第4条 フランチャイズ経営活動に従事する場合、自主的、公平、誠実信用の原則を遵守しなければならない。

第5条 国务院商務主管部門は、本条例の規定に基づき、全国範囲におけるフランチャイズ経営活動の監督管理の実施に責任を負う。省、自治区、直轄市の人民政府商務主管部門と区を有する市クラス以上の人民政府商務主管部門は、本条例の規定に基づき、当該行政区域内におけるフランチャイズ経営活動の管理監督の実施に責任を負う。

第6条 如何なる組織や個人も本条例の規定に違反した行為について、商務主管部門へ告発する権利を有する。商務主管部門は告発を受けた後、法に照らし速やかに処理しなければならない。

第2章 フランチャイズ経営活動

第7条 フランチャイザーがフランチャイズ経営活動に従事するには、成熟した経営パターンを有し、且つフランチャイジーの為に、経営指導、技術サポートと業務トレーニングなどのサービスを継続的に提供する能力を備えていなければならない。

フランチャイザーがフランチャイズ経営活動に従事するには、少なくとも2店舗以上の直営店があり、且つ経営期間は1年を超過していなければならない。

第8条 フランチャイザーは、フランチャイズ経営契約を初めて締結した日から15日以内に、本条例の規定に基づき、商務主管部門へ届け出なければならない。省、自治区、直轄市の範囲内でフランチャイズ経営活動に従事する場合、所在地の省、自治区、直轄市

の人民政府商務主管部門へ届け出なければならない。省、自治区、直轄市の範囲を跨ぎフランチャイズ経営活動に従事する場合は、國務院商務主管部門へ届け出なければならない。

フランチャイザーは商務主管部門へ届出を行なう場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 営業許可書のコピー又は企業登記（登録）証明書のコピー
- (2) フランチャイズ経営契約書の見本
- (3) フランチャイズ経営のオペレーションマニュアル
- (4) マーケティングプラン
- (5) 本条例第7条に規定に符合することを表明する書面承諾書及び関連の証明資料。
- (6) 國務院商務主管部門が規定するその他文書、資料。

フランチャイズ経営の商品やサービスが、法に照らし批准を経て経営を許可する場合、フランチャイザーは更に関連の批准文書を提出しなければならない。

第9条 商務主管部門は、フランチャイザーが提出した本条例第8条に規定する文書、資料を受領した日から10日以内に台帳に記載し、併せてフランチャイザーに通知しなければならない。フランチャイザーが提出した文書、資料に不備がある場合、商務主管部門は7日以内に文書、資料を補充し提出するよう要求することができる。

第10条 商務主管部門は、登録されたフランチャイザー名簿を政府のウェブサイト上に公布し、適時更新しなければならない。

第11条 フランチャイズ経営活動に従事する場合、フランチャイザーとフランチャイジーは書面の形式でフランチャイズ経営の契約を締結しなければならない。

フランチャイズ経営の契約書には次の主要な内容を含まれなければならない。

- (1) フランチャイザー、フランチャイジーの基本的な状況。
- (2) フランチャイズ経営の内容、期限。
- (3) フランチャイズ経営フィーの種類、金額及びその支払方法。
- (4) 経営指導、技術サポート及び業務トレーニングなどのサービスの具体的な内容と提供方法。
- (5) 製品やサービスの品質、基準要求と保証措置。
- (6) 製品やサービスの販売促進と広告宣伝。
- (7) フランチャイズ経営における消費者の権益の保護と賠償責任の所在。
- (8) フランチャイズ経営の契約の変更、解除、停止。
- (9) 違約責任
- (10) 争議の解決方法。
- (11) フランチャイザーとフランチャイジーの約定するその他事項。

第12条 フランチャイザーとフランチャイジーはフランチャイズ経営の契約において、フランチャイジーはフランチャイズ契約締結後、一定の期限内に、一方的に契約を解除することができるのと約定しなければならない。

第13条 フランチャイズ経営の契約に約定するフランチャイズ経営の期限は3年を下回ってはならない。但し、フランチャイジーが同意した場合はこの限りではない。

フランチャイザーとフランチャイジーがフランチャイズ経営の契約を更新した場合は、前項の規定を適用しない。

第 14 条 フランチャイザーはフランチャイジーに、フランチャイズのオペレーションマニュアルを提供しなければならない、且つ約定の内容と方法に基づき、フランチャイジーへ経営指導、技術サポート、業務トレーニングを提供し続けなければならない。

第 15 条 フランチャイズ経営の製品又はサービスの品質、基準は、法律、行政法規と国家の関係規定の要求に符号しなければならない。

第 16 条 フランチャイザーがフランチャイズ経営契約の締結以前に費用の支払いをフランチャイジーに要求する場合、書面の形式でフランチャイジーへ当該部分の費用の用途及び返還条件、方法を説明しなければならない。

第 17 条 フランチャイザーはフランチャイジーから普及、宣伝費用を受け取る場合、契約書に約定した用途に基づき、使用しなければならない。普及、宣伝費用の使用状況は、適時フランチャイジーへ開示しなければならない。

フランチャイザーは普及、宣伝活動において、虚偽や誤解を招く行為があってはならず、その公表した広告にフランチャイジーがフランチャイズ経営活動に従事することによって得た収益の内容を含んではならない。

第 18 条 フランチャイザーの同意を経ず、フランチャイジーは他人へフランチャイズ経営の権利を譲渡してはならない。

フランチャイジーは掌握したフランチャイザーの商業秘密を他人へ漏らしてはならず、また他人への使用を許可してはならない。

第 19 条 フランチャイザーは毎年第一 4 半期にその前年度に締結したフランチャイズ契約の状況を商務主管部門へ報告しなければならない。

第 3 章 情報開示

第 20 条 フランチャイザーは国務院商務主管部門の規定に基づき、完備された情報開示制度を構築し実行しなければならない。

第 21 条 フランチャイザーはフランチャイズ経営の契約締結日から少なくとも 30 日前に、書面の方法でフランチャイジーへ本条例第 22 条に規定する情報を提供しなければならない、併せてフランチャイズ経営の契約書を提供しなければならない。

第 22 条 フランチャイザーはフランチャイジーへ以下の情報を提供しなければならない。

(1) フランチャイザーの名称、住所、法定の代表者、登録資本金、経営範囲及びフランチャイズ経営活動に従事する基本状況。

(2) フランチャイザーの登録商標、企業マーク、特許、特別な技術と経営パターンの基本状況。

(3) フランチャイズフィーの種類、金額と支払い方法（保証金を受取るか否か及び保証金の返還条件と返還方法を含む）

(4) フランチャイジーへ提供する製品、サービス、設備の価格と条件。

(5) フランチャイジーに、経営指導、技術サポートと業務トレーニングなどのサービスを継続的に提供する具体的な内容、提供方法、実施計画。

(6) フランチャイジーの経営活動に対する指導、監督の具体的方法。

(7) フランチャイズ経営のネットワークの投資予算。

(8) 中国国内で現有のフランチャイジーの加盟数、分布地域及び経営状況の評価。

(9) 会計士事務所の監査による最近2年の財務会計報告書の概要と監査報告書の概要。

(10) 最近5年以内のフランチャイズ経営と関係する訴訟と調停の状況。

(11) フランチャイザー及びその法定の代表者に重大な違法経営の記録があるかどうか。

(12) 国務院商務主管部門が規定するその他情報。

第23条 フランチャイザーがフランチャイジーへ提供する情報は真実、正確、完全でなければならない。関連情報を隠匿してはならず、虚偽の情報を提供してはならない。

フランチャイザーがフランチャイジーへ提供する情報に重大な変更が生じた場合、速やかにフランチャイジーに通知しなければならない。

フランチャイザーが関連情報を隠匿する又は虚偽の情報を提供した場合、フランチャイジーはフランチャイズ経営の契約を解除することができる。

第4章 法律責任

第24条 フランチャイザーが本条例第7条第2項に規定する条件を備えていないにもかかわらず、フランチャイズ経営活動に従事した場合、商務主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、10万元以上50万元以下の罰金に処し、併せて公告する。

企業以外のその他組織や個人がフランチャイザーとしてフランチャイズ経営活動に従事した場合、商務主管部門は違法な経営活動の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上50万元以下の罰金に処する。

第25条 フランチャイザーが本条例第8条の規定に依らず、商務主管部門へ届出を行わない場合、商務主管部門は期限付きで届出を行なうよう命じ、1万元以上5万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても届出を行わない場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処し、公告する。

第26条 フランチャイザーが本条例の第16条、第19条の規定に違反した場合、商務主管部門は是正を命じ、1万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、1万元以上5万元以下の罰金に処し、公告する。

第27条 フランチャイザーが本条例第17条第2項の規定に違反した場合、工商行政主管部門が是正を命じ、3万元以上10万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、10万元以上30万元以下の罰金に処し、公告する。犯罪を構成した場合、法に照らし刑事責任を追究する。

フランチャイザーが広告を利用し詐欺、誤解を招くような行為を実施した場合、広告法

の関連規定に基づき処罰する。

第 28 条 フランチャイザーが本条例第 21 条、第 23 条の規定に違反した場合、フランチャイジーは商務主管部門へ告発し調査を通じて、商務主管部門が是正を命じ、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、5 万元以上 10 万元以下の罰金に処し、公告する。

第 29 条 フランチャイズ経営の名目で他人の財産を騙し取り、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らない場合でも、公安機関が《中華人民共和国治安管理処罰法》の規定に基づき処罰する。

フランチャイズ経営の名義でマルチ商法を行なう行為に従事した場合、《マルチ商法禁止条例》の関連規定に基づき、処罰する。

第 30 条 商務主管部門の業務人員が職権を乱用、職責を軽んじ、私用にとらわれて不正を働き、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らない場合でも、法に基づき処分する。

第 5 章 附則

第 31 条 フランチャイズ経営活動において商標許可、特許許可にかかわる場合、商標、特許に関連する法律、行政法規の規定に照らし処理する。

第 32 条 関連協会の組織は国务院商務主管部門の指導の下、本条例の規定に基づき、フランチャイズ経営活動の規範を制定し、業界の自主規制を強化し、フランチャイズ経営活動の当事者へ関連のサービスを提供する。

第 33 条 本条例施行以前に既にフランチャイズ経営活動に従事するフランチャイザーは、本条例施行の施行から 1 年以内に、本条例の規定に基づき、商務主管部門へ届け出なければならない。期限を過ぎても届出を行わない場合、本条例第 25 条の規定に照らし処罰する。

前項に規定するフランチャイザーは、本条例第 7 条第 2 項の規定を適用しない。

第 34 条 本条例は 2007 年 5 月 1 日から施行する。